

## 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 小千谷北魚沼福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であつて、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

### （指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム小栗田の里
- (2) 小千谷市養護老人ホーム
- (3) 障がい者支援センターひかり工房
- (4) 障がい者支援センターひだまり工房

### （協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

### （要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。
- 3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。
- 4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。
- 5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

### （開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定施設が協議の上、延長することができるものとする。

### （必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

### （費用の負担）

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

### （守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてならない。

2 前項に定める個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

### （意見交換等）

第10条 甲及び乙は、必要に応じて本協定の実施について意見交換会等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

### （協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

### （疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名の上、1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長

乙 小千谷市大字小栗田2732番地7

社会福祉法人小千谷北魚沼福祉会

理事長

## 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 苗場福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「健康倶楽部中子の森」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）は、できる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力をを行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定施設が協議の上、延長することができるものとする。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。  
（費用の負担）

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてならない。

2 前項に定める個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

（意見交換等）

第10条 甲及び乙は、必要に応じて本協定の実施について意見交換会等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名の上、1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長

乙 小千谷市大字蕨生乙1460番地1

社会福祉法人苗場福祉会

事業本部長

## 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 平成福祉会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「モス・コーラ特別養護老人ホーム」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）は、できる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力をを行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定施設が協議の上、延長することができるものとする。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。  
（費用の負担）

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてならない。

2 前項に定める個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

（意見交換等）

第10条 甲及び乙は、必要に応じて本協定の実施について意見交換会等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名の上、1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長

乙 小千谷市大字桜町3146番地2

社会福祉法人平成福祉会  
モス・コーラ特別養護老人ホーム

施設長

## 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 つつじ会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する「つつじガーデン小千谷」とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）は、できる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力をを行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定施設が協議の上、延長することができるものとする。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。  
（費用の負担）

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてならない。

2 前項に定める個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

（意見交換等）

第10条 甲及び乙は、必要に応じて本協定の実施について意見交換会等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名の上、1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長

乙 小千谷市大字四ツ子509番地1  
社会福祉法人つつじ会  
つつじガーデン小千谷

施設長

## 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 長岡福祉協会（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、乙の運営する施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者又はこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

### （指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙の運営する次に掲げる施設とする。

- (1) ケアハウス小千谷さくら
- (2) 特別養護老人ホームおちやさくら
- (3) 特別養護老人ホーム片貝さくら

### （協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

### （要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。
- 3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。
- 4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。
- 5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

### （開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、甲及び指定施設が協議の上、延長することができるものとする。

### （必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。
- 3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。
- 4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

### （費用の負担）

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関係法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

### （守秘義務）

第9条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてならない。

2 前項に定める個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

### （意見交換等）

第10条 甲及び乙は、必要に応じて本協定の実施について意見交換会等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

### （協定の期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

### （疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名の上、1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長

乙 長岡市深沢町字高寺2278番地8

社会福祉法人長岡福祉協会

理事長